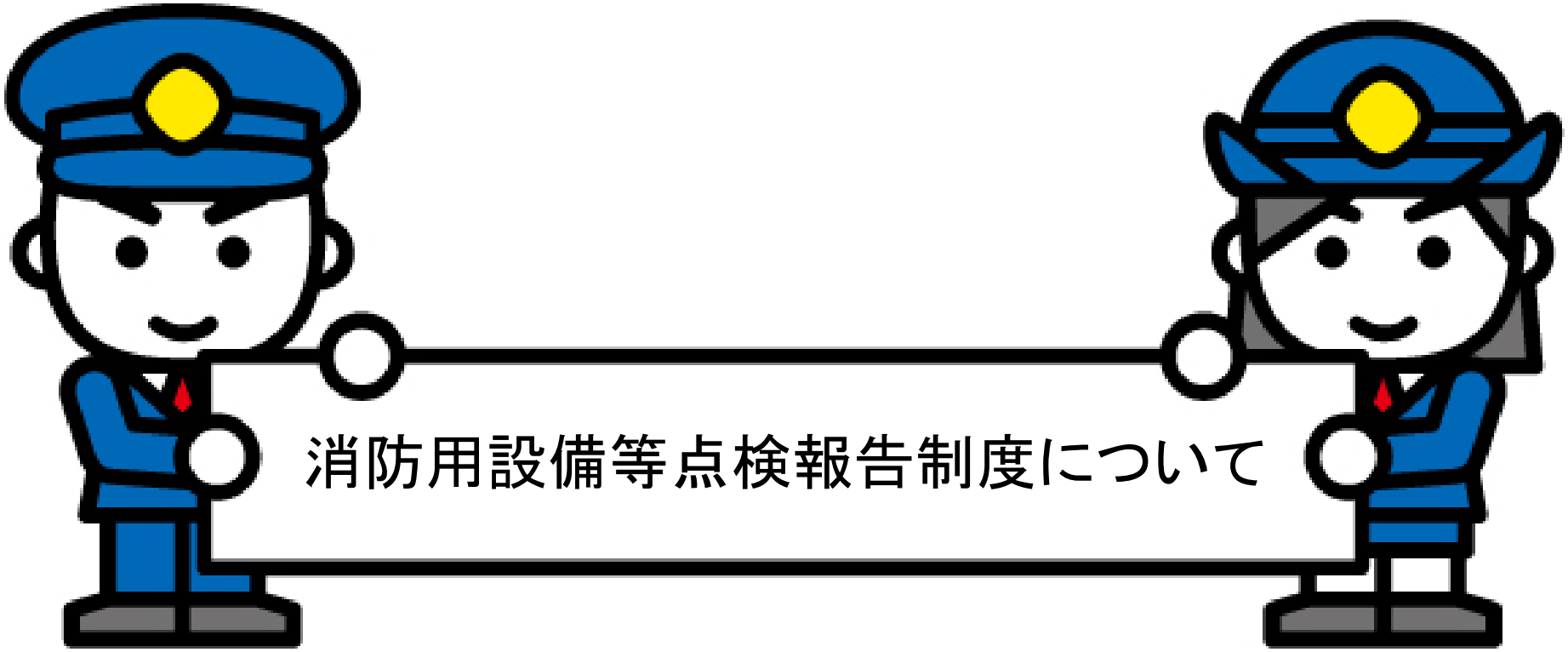

消防用設備等点検報告制度について

令和元年6月28日

総務省消防庁 予防課 設備係

消防用設備等点検報告制度について

消防用設備等や特殊消防用設備等が火災時にその機能を発揮することができるよう、防火対象物の関係者に対し、定期的な点検の実施と、その結果の消防署長等への報告を義務付けているもの。（昭和49年の消防法改正により創設。昭和50年４月より施行。）

【制度の概要】（消防法第17条の３の３）

防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

【点検の種類と期間】（平成16年消防庁告示第9号）

● 機器点検

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、６月に1回実施する点検。

①消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動
②消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
③消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

● 総合点検

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を確認するため、消防用設備等の種類等に応じ、年に1回実施する点検。

【点検実施者】（消防法施行令第36条第２項）

次の防火対象物の消防用設備等は、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検をさせなければならない。
① 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物
② 延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定するもの
③ 特定一階段等防火対象物

【報告】（消防法施行規則第31条の６第３項）

防火対象物の関係者は、点検結果を、維持台帳に記録するとともに、以下の期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあっては、設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。
① 特定防火対象物　　１年に１回
② 上記以外　　３年に１回

※　特定防火対象物とは、百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で不特定多数の者又は災害時に援護が必要な者が出入りする施設　（消防法施行令別表第１の（１）項～（４）項、（５）項イ、（６）項、（９）項イ、（16）項イ、（16の２）項、（16の３）項に掲げる防火対象物）

消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討について

消防用設備等点検報告制度が抱える種々の課題を検討することを目的として、平成27年7月より「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」を開催し、検討を行っているところ。
これまでの日程と各回における主な議題、消防庁の対応は以下のとおり。

開催月	主な検討内容	検討結果を踏まえた消防庁の対応
第1回　平成27年7月	点検報告制度や点検報告率等の現状の整理	
第2回　平成28年3月	点検報告率の高い消防本部等への情報収集、 救助袋劣化事案への対応	・避難器具（救助袋）の点検及び報告の実施に係る留意事項について（H28.3消防予99）を発出
第3回　平成28年10月	点検報告率が大きく上昇した消防本部の事例紹介、 誘導灯の経年劣化等を踏まえた点検方法の見直し、 自家発電設備の負荷運転に関する現状の整理	・消防用設備等点検報告制度に係る留意事項等について（H28.12.20消防予382）を発出 ・誘導灯に係る点検要領の通知改正（H29.3.31消防予80）
第4回　平成29年9月	小規模施設に対する点検報告の促進方策、自家発電設備の点検方法に関する改善策	
第5回　平成30年2月	自家発電設備の点検方法に関する改善策、 消火器の点検アプリ、リーフレット	・消火器点検アプリの試行運用開始、リーフレット配布（H30.4） ・自家発電設備に係る点検基準等の告示改正（H30.6公布） ・自家発電設備に係る点検要領の通知改正（H30.6.1消防予373） ・消防用設備等に係る執務資料の送付について（自家発電設備の点検方法に係る質疑応答）（H30.8.24消防予528）を発出
第6回　平成30年12月	消火器点検アプリの使用状況調査、 点検報告様式・点検報告方法の見直し	
第7回　平成31年1月 （書面会議）	点検報告様式の見直し	
第8回　平成31年3月	点検報告様式の見直し、消火器点検アプリの改修、郵送による点検報告の推進	・点検報告書及び点検票の様式の告示改正（H31.4公布） ・消火器点検アプリの本格運用開始、リーフレットの見直し（H31.4） ・郵送による消防用設備等の点検報告の推進について（H31.4消防予167）を発出

消防用設備等点検報告率について（全国の点検報告率の推移）

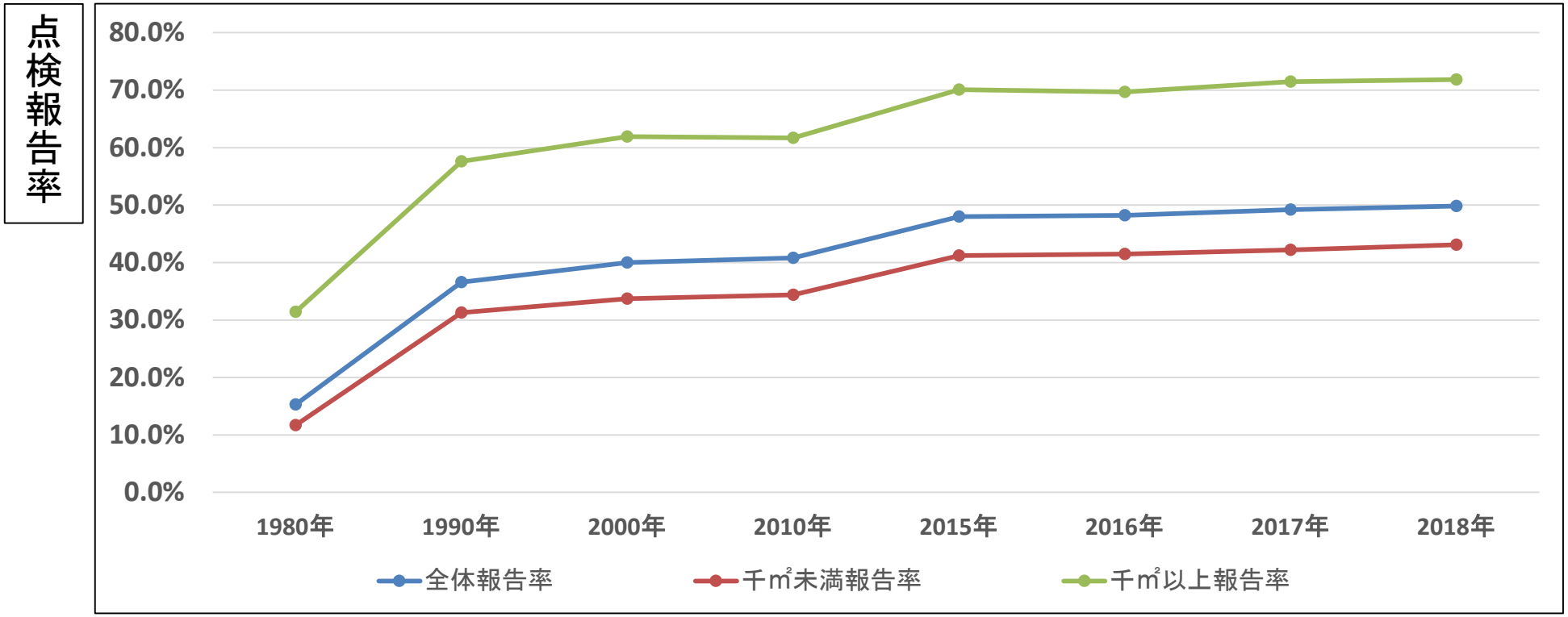

	全体報告率	1,000㎡未満報告率	1,000㎡以上報告率
1980年	15.3%	11.7%	31.4%
1990年	36.6%	31.3%	57.6%
2000年	40.0%	33.7%	61.9%
2010年	40.8%	34.4%	61.7%
2015年	48.0%	41.2%	70.1%
2016年	48.2%	41.5%	69.7%
2017年	49.2%	42.2%	71.5%
2018年	49.8%	43.1%	71.8%

※各年3月31日時点の数値

徐々に上昇傾向にあるが、小規模な施設を中心として点検報告率の更なる向上が必要。

消防用設備等点検報告率について

消防設備点検報告率（2018年3月31日時点）

都道府県名	点検報告率
滋賀県	46.8%
京都府	48.8%
大阪府	55.6%
兵庫県	55.3%
奈良県	49.3%
和歌山県	39.2%
鳥取県	44.5%
島根県	43.2%
岡山県	55.7%
広島県	61.0%
山口県	53.6%
徳島県	32.2%
香川県	35.8%
愛媛県	61.7%
高知県	44.7%
福岡県	54.1%
佐賀県	60.1%
長崎県	62.0%
熊本県	53.7%
大分県	39.3%
宮崎県	48.2%
鹿児島県	59.2%
沖縄県	18.4%

全国平均
49.8%
(H30.3.31時点)

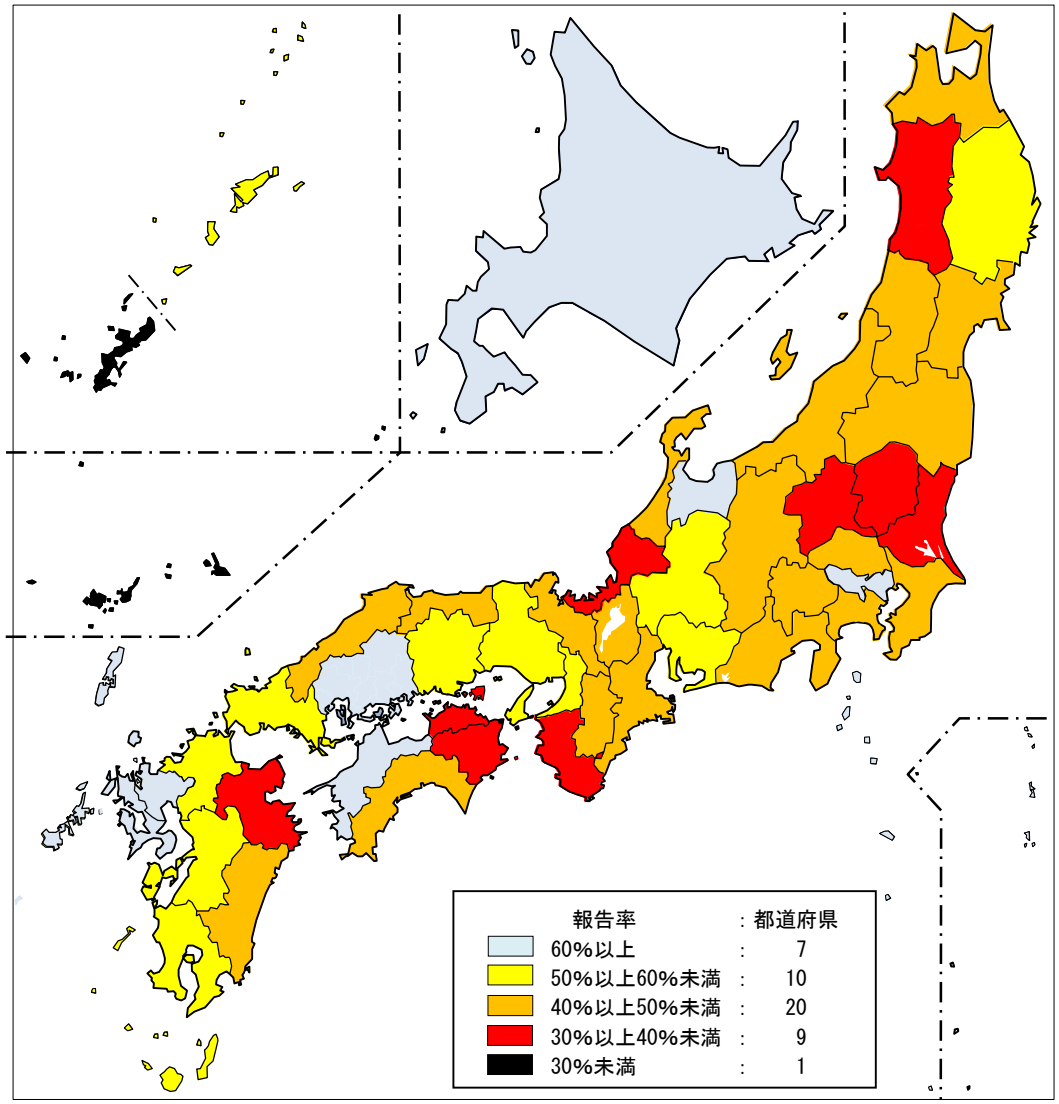

＜点検報告率（都道府県別）＞

都道府県名	点検報告率
北海道	61.0%
青森県	47.5%
岩手県	57.1%
宮城県	42.2%
秋田県	38.8%
山形県	42.0%
福島県	43.9%
茨城県	31.2%
栃木県	30.2%
群馬県	35.6%
埼玉県	43.7%
千葉県	40.6%
東京都	63.3%
神奈川県	47.2%
新潟県	41.7%
富山県	60.7%
石川県	44.1%
福井県	34.8%
山梨県	40.4%
長野県	45.7%
岐阜県	53.5%
静岡県	47.0%
愛知県	55.1%
三重県	41.3%

消防用設備等点検結果報告書及び点検票の様式の見直し（平成31年4月18日付消防予第79号、第141号）

【概要】

１　消防用設備等の点検結果報告書様式及び点検票様式において、報告義務者である防火対象物の関係者以外の者にまで押印を求めているところ、当該者については消防機関において本人確認を行う法的必要性が無いこと等を踏まえ、当該者の押印を不要とし、㊞マークを削除することとした。

２　点検結果報告書様式において、点検結果報告時に必ずしも確認の必要がない項目や記載すべき内容が明確でない項目があったこと等を踏まえ、点検結果報告書様式の記載内容の見直しを行うこととした。

３　不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号。平成31年7月１日施行予定。）による工業標準化法の一部改正に伴い、各様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めることとした。

【施行期日等】

１　各様式は、公布の日より施行　（ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、令和元年7月１日。）
２　令和元年9月30 日までは、旧様式を使用しても可

【留意事項】

１　点検票告示及び点検報告書告示に定める各様式の記名については報告義務者である防火対象物の関係者以外の者（点検者、防火管理者及び立会者）の押印を不要とし、印マークを削除したが、改正後も、適切かつ確実に点検が実施されていることを確認できるようにするため、点検者、防火管理者（防火管理者が選任されている場合に限る。）及び立会者（点検に立ち会った者がいる場合に限る。）の記名は引き続き必要

２　点検報告書告示に定める別記様式第3について、改正前は、点検者が複数の場合に当該様式を添付することとしていたが、改正後は、点検者が複数か否かにかかわらず、消防設備士又は消防設備点検資格者（以下「有資格者」という。）が点検を実施した場合に当該様式を添付する必要がある。　また、有資格者の情報については、所持している資格の情報を全て記載する必要がある。ただし、消防設備士で同類の甲種・乙種両方の資格を所持している者は、甲種の情報を記載することで可

点検報告関係様式の改正概要（平成16年消防庁告示第9号別記様式第1）

旧

別記様式第１

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

年　　月　　日

消防長（消防署長）（市町村長）　殿

届出者

住　所

氏　名　㊞

電話番号

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の３の３の規定に基づき報告します。

記

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	
	~~構造~~・規模	~~造~~　地上　階　地下　階 ~~床面積　㎡~~　延べ面積　㎡
~~点検期間~~		~~年　月から　年　月まで（　年　月から　年　月まで）~~
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等		
~~点検票~~		~~別添のとおり~~

点検者	点検資格	住所			社名		
		氏名			電話番号		
		消防設備士	種類等	交付知事	交付年月日	講習受講状況	
			甲・乙　種類	都道府県	交付番号	受講地	受講年月
					年月日	都道府県	年月
					第　号		
		消防設備点検資格者	種類		交付年月日	再講習受講状況	
					交付番号	受講年月	
			特・第１・第２種		年月日	年　月	
					第　号		

※受付欄	※経過欄	※備考

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　点検者が複数の場合は、別記様式第３に記入し、添付すること。
３　消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
４　※印欄は、記入しないこと。
５　点検期間のうち、消防用設備等と同時に特殊消防用設備等を点検する場合、その点検期間を（　）へ記入すること。
６　住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。

点検報告時に必要の無い情報等であるため削除

別記様式第１の点検者欄を削除し、資格者の情報はすべて別記様式第３へ記載

上記欄削除及び変更等に伴い備考を修正

新

別記様式第１

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

年　　月　　日

消防長（消防署長）（市町村長）　殿

届出者

住　所

氏　名　㊞

電話番号

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の３の３の規定に基づき報告します。

記

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	
	規模	地上　階　地下　階　延べ面積　㎡
等（特殊消防）の種類等		

※受付欄	※経過欄	※備考

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第３に記入し、添付すること。
３　消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
４　※印欄は、記入しないこと。

点検報告関係様式の改正概要（平成16年消防庁告示第9号別記様式第2【抜粋】）

旧

別記様式第２

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

（その１）

名　称		防　火 管理者	㊞
所在地		点検実施 責任者	
点検種別	機器点検・総合点検・（設備等設置維持計画による点検）	点検年月日	年　月　日～　　年　月　日

設備名	点検結果		措置内容	立会者
	判定	不良内容		
	良・不良			㊞
	良・不良			㊞
	良・不良			㊞
	良・不良			㊞
	良・不良			㊞
	良・不良			㊞

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。
３　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

報告義務者以外の押印の印を削除

新

別記様式第２

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

（その１）

名　称		防　火 管理者	
所在地		点検実施 責任者	
点検種別	機器点検・総合点検・（設備等設置維持計画による点検）	点検年月日	年　月　日～　　年　月　日

設備名	点検結果		措置内容	立会者
	判定	不良内容		
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。
３　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

点検報告関係様式の改正概要（平成16年消防庁告示第9号別記様式第３）

旧

別記様式第３

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表

点検者								設備名
住所				社名				
氏名				電話番号				
資格	消防設備士	種類等	交付知事	交付年月日	講習受講状況			
				交付番号	受講地	受講年月		
		甲・乙 種類	都道府県	年月日	都道府県	年月		
				第　号				
	消防設備点検資格者	種類		交付年月日	再講習受講状況			
				交付番号	受講年月			
		特種		年月日	年月			
				第　号				
		第１種		年月日	年月			
				第　号				
		第２種		年月日	年月			
				第　号				
住所				社名				
氏名				電話番号				
資格	消防設備士	種類等	交付知事	交付年月日	講習受講状況			
				交付番号	受講地	受講年月		
		甲・乙 種類	都道府県	年月日	都道府県	年月		
				第　号				
	消防設備点検資格者	種類		交付年月日	再講習受講状況			
				交付番号	受講年月			
		特種		年月日	年月			
				第　号				
		第１種		年月日	年月			
				第　号				
		第２種		年月日	年月			
				第　号				
住所				社名				
氏名				電話番号				
資格	消防設備士	種類等	交付知事	交付年月日	講習受講状況			
				交付番号	受講地	受講年月		
		甲・乙 種類	都道府県	年月日	都道府県	年月		
				第　号				
	消防設備点検資格者	種類		交付年月日	再講習受講状況			
				交付番号	受講年月			
		特種		年月日	年月			
				第　号				
		第１種		年月日	年月			
				第　号				
		第２種		年月日	年月			
				第　号				

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。
３　資格の欄は、消防設備士又は消防設備点検資格者の区分、種類等、交付年月日、交付番号、交付機関、最新の講習（再講習）受講年月日を記載すること。

新

別記様式第３

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表

点検者						設備名
住所			氏名			
社名			電話番号			
資格	消防設備士					
種類等		交付年月日	交付番号	交付知事	講習受講年月	
甲・乙種	4類	年月日			年月	
甲・乙種	5類	年月日			年月	
乙種	6類	年月日			年月	
乙種	7類	年月日			年月	
備考						
資格	消防設備点検資格者					
種類等		交付年月日	交付番号	有効期限		
特種		年月日		年月日		
第１種		年月日		年月日		
第２種		年月日		年月日		

点検者						設備名
住所			氏名			
社名			電話番号			
資格	消防設備士					
種類等		交付年月日	交付番号	交付知事	講習受講年月	
甲種	特類	年月日			年月	
甲・乙種	1類	年月日			年月	
甲・乙種	2類	年月日			年月	
甲・乙種	3類	年月日			年月	
甲・乙種	4類	年月日			年月	
甲・乙種	5類	年月日			年月	
乙種	6類	年月日			年月	
乙種	7類	年月日			年月	
備考						
資格	消防設備点検資格者					
種類等		交付年月日	交付番号	有効期限		
特種		年月日		年月日		
第１種		年月日		年月日		
第２種		年月日		年月日		

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。
３　資格の欄は、消防設備士又は消防設備点検資格者の種類等、交付年月日、交付番号、交付機関、最新の講習受講年月、有効期限を記載すること。
４　誘導灯及び誘導標識の点検を実施した者は、備考欄に電気工事士法（昭和35年法律第139号）第３条に規定する電気工事士免状又は電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第１項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状のいずれかの免状の種類、交付番号及び交付年月日を記載すること。（第二種消防設備点検資格者の免状の交付を受けている者を除く。）

一人が複数の資格を所持している場合の記載方法等が不明瞭であったため、明瞭に記載できるよう全体を変更

電気工事士等が必要となる点検に対応するため、備考欄を追加

「再講習年月日」を「有効期限」に変更

備考欄の運用方法を追加

点検報告関係様式の改正概要（昭和50年消防庁告示第14号【抜粋】）

旧

別記様式第１　（その１）

消火器具点検票

名称		防火管理者	㊞
所在		立会者	㊞
点検種別	機器点検	点検年月日	年　月　日～　年　月　日
点検者	資格　番号	点検者所属会社	社名　TEL
	氏名　㊞		住所

点検項目		点検結果 消火器の種別 A	B	C	D	E	F	判定	不良内容	措置内容
機器点検										
設置状況	設置場所									
	設置間隔									
	適応性									
	耐震措置									
表示・標識										
消火器の外形	本体容器									
	安全栓の封									
	安全栓									
	使用済みの表示装置									
	押し金具・レバー等									
	キャップ									
	ホース									
	ノズル・ホーン・ノズル栓									
	指示圧力計									
	圧力調整器									
	安全弁									
	保持装置									
	車輪（車載式）									
	ガス導入管（車載式）									

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。Ａは粉末消火器、Ｂは泡消火器、Ｃは強化液消火器、Ｄは二酸化炭素消火器、Ｅはハロゲン化物消火器、Ｆは水消火器をいう。
３　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
４　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
５　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

報告義務者以外の押印の印を削除

「資格・番号」は重複した情報であるため削除

新

別記様式第１　（その１）

消火器具点検票

名称		防火管理者	
所在		立会者	
点検種別	機器点検	点検年月日	年　月　日～　年　月　日
点検者	氏名	点検者所属会社	社名　TEL
			住所

点検項目		点検結果 消火器の種別 A	B	C	D	E	F	判定	不良内容	措置内容
機器点検										
設置状況	設置場所									
	設置間隔									
	適応性									
	耐震措置									
表示・標識										
消火器の外形	本体容器									
	安全栓の封									
	安全栓									
	使用済みの表示装置									
	押し金具・レバー等									
	キャップ									
	ホース									
	ノズル・ホーン・ノズル栓									
	指示圧力計									
	圧力調整器									
	安全弁									
	保持装置									
	車輪（車載式）									
	ガス導入管（車載式）									

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。Ａは粉末消火器、Ｂは泡消火器、Ｃは強化液消火器、Ｄは二酸化炭素消火器、Ｅはハロゲン化物消火器、Ｆは水消火器をいう。
３　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
４　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
５　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

郵送による消防用設備等の点検報告の推進について（平成31年4月26日付消防予第167号）

○　一定の条件を満たした防火対象物に限らず、全ての防火対象物について、郵送による点検報告を受け付けることが適当とし、郵送による点検報告時等における留意事項を示した。

郵送による報告の例

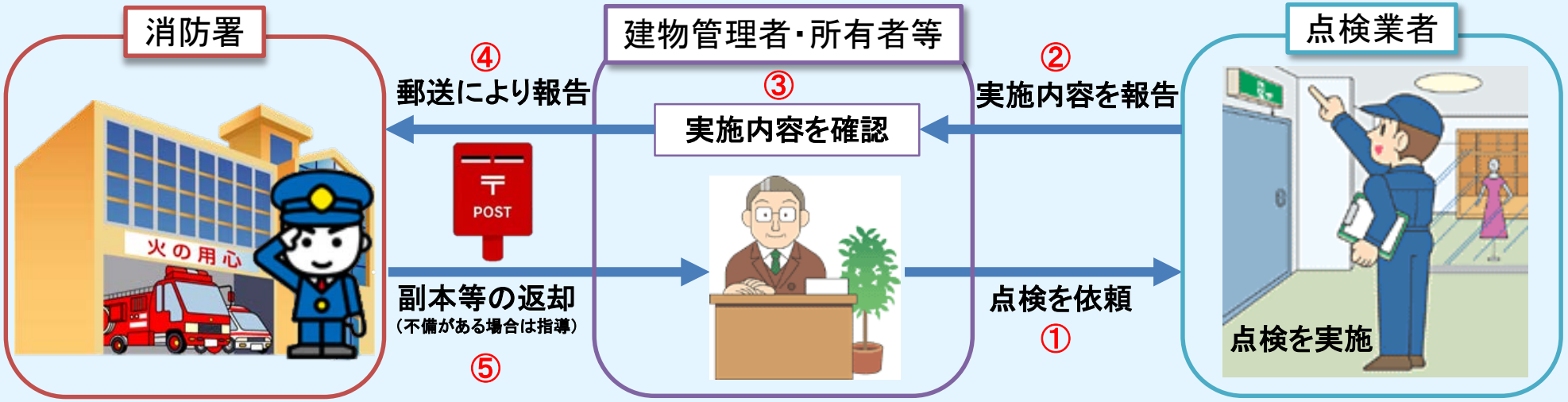

主な留意事項

○郵送された書類に届出者の押印がない場合等、届出の形式上の要件に適合していない場合は、再度提出させる等により指導する。

○郵送により報告された各消防用設備等の点検結果に不良内容があり、改修等の措置が記載されていない場合や改修予定時期が記載されていない場合等は、返信用封筒に指導書を同封する等により早期に改善するよう指導する。

○郵送により報告を受けた場合におけるトラブル防止や適切な記録・管理のため、事務処理要領等を作成するとともに、留意すべき事項を広く周知するため、消防本部等のホームページを活用する。

糸魚川市大規模火災を踏まえた火災予防のあり方について（初期消火対策）

○消防法施行令の一部を改正する政令等の公布（平成30年3月28日）

【概要】

消防法施行令の一部を改正する政令において、消防法施行令別表第一（３）項に掲げる飲食店等における消火器具の設置に関する基準の見直しを行った。

また、上記の改正に関連して、消防法施行規則の規定を見直すとともに、所要の改正を行った。

【理由】

今回の政令改正においては、「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」における検討の結果等を踏まえ、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等について、原則として、延べ面積にかかわらず、消火器具の設置対象とすることとする。ただし、防火上有効な措置が講じられた火を使用する設備又は器具のみを用いる飲食店等については、火災危険性が低いと考えられることから、今回の消火器具の設置義務化の対象から除外することとする。

また、上記の政令改正に関連し、消防法施行規則において、防火上有効な措置として総務省令で定めるものを規定するほか、今回新たに消火器具の設置義務の対象となる飲食店等における消火器具の設置場所について規定することとする。

【施行期日】

平成31年10月１日（公布から施行期日までの間に改正に係る周知を行うこととし、経過措置は設けないこととする。）

○火を使用する設備又は器具※2（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもの※3を除く。）を設けた飲食店等※1については、延べ面積に関わらず、消火器具の設置を義務付けることとする。

※１　飲食店等：消防法施行令別表第１(３)項イに掲げる施設　⇒　待合、料理店その他のこれらに類するもの、同表(３)項ロに掲げる施設　⇒　飲食店
※２　火を使用する設備又は器具：火を使用する設備　⇒　厨房設備（組込型こんろ等を含む。）、火を使用する器具　⇒　調理用器具、移動式こんろ（卓上型こんろ等を含む。）
※３　防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもの

○　調理油過熱防止装置

鍋等の温度の過度な上昇を検知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置

○　自動消火装置

厨房設備における温度上昇を感知して自動的に消火薬剤を放射することにより火を消す装置

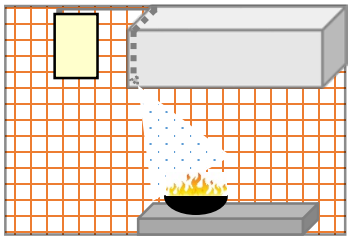

○　圧力感知安全装置

過熱等によるカセットボンベ内の圧力上昇を感知し自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給が停止されることにより火を消す装置

※日本工業規格（ＪＩＳ）Ｓ２１４７で設けることとされている。

×　立ち消え安全装置（対象外）

鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスが供給され続けることによるガス漏れを防止する装置であり、火を消す装置ではないため対象外

小規模飲食店等における点検報告に係る対応 ①

○背景・目的

平成30年3月28日公布の消防法施行令の一部改正（平成31年10月1日施行）により、150㎡未満の小規模な飲食店等において新たに消火器具の設置が義務付けられる。
⇒小規模な飲食店等の関係者が、自ら消火器の点検及び報告書の作成を行うことを支援するツールを提供する。

①消火器点検パンフレット

＜パンフレット表紙＞

消火器点検報告時の課題

ア　点検の方法を示した点検基準や点検要領の理解が難しい。
イ　具体的にどのような状態が悪いのかわからない。
（「著しい腐食がないこと」がどの程度のことを指しているのか、文字だけではイメージできない。）
ウ　点検結果報告書の記入方法がわからない。

消火器点検パンフレットの概要

ア　対象は、小規模な飲食店等において主として設置すると考えられる、蓄圧式の消火器（粉末消火器及び強化液消火器）とする。
イ　点検基準や点検要領をもとに、写真やイラストを用いてわかりやすく　簡便に点検方法を説明。
ウ　設置数が1～2本程度の蓄圧式の消火器の点検を想定した点検結果報告書の記入例を示す。
エ　蓄圧式の消火器は、製造年から5年を経過すると実際に放射する点検が必要となり、自ら点検を実施することは困難と考えられることから、取替えなどの措置や廃棄方法を案内。

【参考】消火器点検パンフレットの更新

平成31年4月18日に公布された、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」等の内容を踏まえて、同日に消火器点検パンフレットを更新しました。

消火器点検パンフレット掲載URL：https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_04_shoukaki_pamphlet.pdf

【消火器点検パンフレットについて】（1／4）

蓄圧式消火器の外観点検報告

自ら行う 消火器の点検報告

※建物によっては、点検の際に資格が必要な場合があります。

消火器は、日頃の維持管理が必要です。
消防法では、消火器を含む消防用設備等の点検・報告だけでなく、整備を含めた適正な維持管理を行うことを、防火対象物の関係者に義務付けています。
建物の安全を守るため、消火器は正しく点検・報告を行い、常に防火に備えましょう。

目視により確認
- ① 表示
- ② 本体容器
- ③ 安全栓の封
- ④ 安全栓
- ⑤ 使用済みの表示装置
- ⑥ レバー

目視・締め付け確認
- ⑦ キャップ
- ⑧ ホース
- ⑨ ノズル・ホーン・ノズル栓
- ⑩ 指示圧力計

その他確認事項
- A 設置場所
- B 設置間隔
- C 適応性
- D 標識

点検票記入要領

①表示

Point 「製造年」を確認しましょう。

「製造年」から **5年**を超えていない
【例】製造年 2019年 ⇒ 2024年中であれば… 「はい」

はい → 自ら点検を実施（詳しくは本パンフレットをご覧下さい）

いいえ → 本パンフレット記載の点検に加え消火薬剤、消火器内部の点検が必要です。
・消防設備業者等に依頼する
・消火器を買替える　等

総務省消防庁

機器点検要領

目視により確認

②本体容器

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point 変形・損傷や消火薬剤の漏れなどがありませんか？
●溶接部の腐食・サビに注意

× 底部の腐食　× 著しい腐食　× 消火薬剤の漏れ

③安全栓の封

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point 破れたり、はがれたりしていませんか？

○ 封紙良好　× 封紙の破損

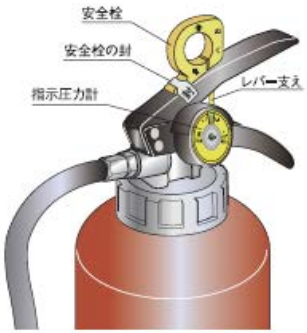

④安全栓

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point 変形や損傷なく、しっかりと装着されていますか？

× 安全栓の抜けかけ　× 安全栓の脱落　× レバー支えの脱落

⑤使用済みの表示装置

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point 表示が脱落していませんか？

○ 使用済みの表示装置　× 表示装置の脱落

例：封 LOCK OK 可 封

⑥レバー

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point 変形や損傷がありませんか？
●変形していると握り込めず、いざという時に使用できません。

※使用済みの表示装置がない機種もあります。

× 変形

2

【消火器点検パンフレットについて】（2／4）

機器点検要領

目視・締め付け確認

⑦キャップ

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point しっかりと締まっていますか？
●粉末消火器は特に注意しましょう。

× キャップの破損

× キャップの劣化

⑧ホース

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point 変形・損傷・老朽化・内部の詰まりをチェック！
本体にしっかりと接続されていますか？
●ホースのヒビに注意しましょう。
●ゴムの劣化に注意しましょう。

× 緊結ネジの破損
× ホースの脱落

ホースの点検方法
たわませてホースの状態をチェック

⑨ノズル・ホーン※・ノズル栓

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

※二酸化炭素消火器を設置している場合のみ

Point 変形・損傷・老朽化・内部の詰まりをチェック！
ホースとしっかりつながっていますか？
●ノズル栓にはさまざまなタイプがあります。

○ ノズル及びノズル栓

× ノズルの破損

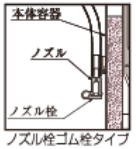

ノズル栓ゴム栓タイプ

二酸化炭素消火器のホーン

⑩指示圧力計

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point 指示圧力値は緑色範囲内ですか？
変形・損傷などがありませんか？

○ 指示圧力値 良好

× 指示圧力値 不適

× 指示圧力計の損傷

3

その他の確認事項

設置は、良い環境で適正に

A 設置場所

Point
必要時すぐに持ち出せる場所に設置していますか？
床面から 1.5m 以下の場所に設置していますか？
- 水のかかる位置に設置していませんか？
- 厨房での床面、作業場の地面等への直置きは避け、壁掛け又は設置台、格納箱へ設置しましょう。

B 設置間隔

Point
階ごとに建物の各部分から消火器まで歩行距離
20m 以下になるように設置していますか？

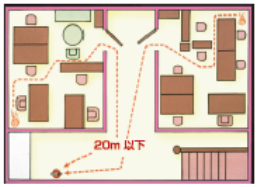

C 適応性

Point
消火器に設置場所に適応する表示マークがありますか？
・普通火災　建物その他の工作物の火災
・油火災　引火性の液体等の火災
・電気火災　通電中の電気設備等の火災

普通火災用

油火災用

電気火災用

D 標識

Point
消火器の設置場所に「消火器」の標識を見やすい位置に付けていますか？
損傷・破損・脱落・不鮮明なものはありませんか？

× 標識の破損

× 標識の破損

外国人来訪者等にもわかりやすい案内図記号を標識に代えることができる場合があります。

消火器の案内図記号

4

【消火器点検パンフレットについて】（3／4）

点検票記入要領

朱書きを参考に記入してください

点検報告書はこちらからダウンロードできます。
[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_05_tenkenhyou.pdf]

別記様式第１

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

○○年　○○月　○○日

○○市○○消防署長 殿

届出者
住　所　○○市○○町○○○-○○
氏　名　消防太郎　㊞
電話番号　○○○○-○○-○○○○

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の３の３の規定に基づき報告します。

記

防火対象物	所在地	○○市○○町○○○-○○
	名称	○○○飯店
	用途	飲食店
	規模	地上　○階　地下　○階　延べ面積　○○○ m²
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等		消火器

※受付欄	※経過欄	※備考

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第３に記入し、添付すること。
３　消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
４　※印欄は、記入しないこと。

5

点検票記入要領

朱書きを参考に記入してください

点検報告書はこちらからダウンロードできます。
[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_05_tenkenhyou.pdf]

別記様式第１　（その１）

消火器具点検票

名称	○○○飯店	防火管理者	
所在	○○市○○町○○○-○○	立会者	消防太郎
点検種別	機器点検	点検年月日	○○年○○月○○日～　○○年○○月○○日
点検者	氏名 消防太郎	点検者所属会社	社名 ○○○飯店　TEL ○○○-○○○○-○○○○ 住所 ○○市○○町○○○-○○

粉末消火器はＡ列に記入する

Ａ：粉末消火器　Ｃ：強化液消火器

点検項目		点検結果 消火器の種別 A	B	C	D	E	F	判定	不良内容	措置内容
		機器点検								
設置状況	設置場所	1		○				1	通行障害	位置変更
	設置間隔	1						1	歩行距離オーバー	位置変更
	適応性	○		○				○		
	耐震措置									
消火器の外形	①表示・D標識	○		○				○		
	②本体容器	○		○				○		
	③安全栓の封	○		○				○		
	④安全栓	○		○				○		
	⑤使用済みの表示装置	○		○				○		
	⑥押し金具・レバー等	○		○				○		
	⑦キャップ	○		○				○		
	⑧ホース	○		○				○		
	⑨ノズル・ホーン・ノズル栓	○		○				○		
	⑩指示圧力計	○		○				○		
	圧力調整器									
	安全弁									
	保持装置									
	車輸（車載式）									
	ガス導入管（車載式）									

正常：○
不良：本数

①～⑩のうち、一つでも不良となる場合は、買替え等が必要となります。

◀◀ Ａ～Ｄ P4 参照

◀◀ ①～⑥ P1,P2 参照

◀◀ ⑦～⑩ P3 参照

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。Ａは粉末消火器、Ｂは泡消火器、Ｃは強化液消火器、Ｄは二酸化炭素消火器、Ｅはハロゲン化物消火器、Ｆは水消火器をいう。
３　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
４　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
５　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

6

【消火器点検パンフレットについて】（4／4）

点検票記入要領

朱書きを参考に記入してください

点検報告書はこちらからダウンロードできます。
[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_05_tenkenhyou.pdf]

別記様式第１　　消火器具（その２）

消火器の内部等・機能	本体・内容筒等	本体容器									
		内筒等									
		液面表示									
	消火薬剤	性状									
		消火薬剤量									
	加圧用ガス容器										
	カッター・押し金具										
	ホース										
	開閉式ノズル・切替式ノズル										
	指示圧力計										
	使用済みの表示装置										
	圧力調整器										
	安全弁・減圧孔（排圧栓を含む。）										
	粉上り防止用封板										
	パッキン										
	サイホン管・ガス導入管										
	ろ過網										
	放射能力										
消火器の耐圧性能											
簡易消火具	外形										
	水量等										
備考	設置位置を変更した。										

製造年から5年（加圧式消火器は3年）を経過していない場合は、内部点検は不要

不良内容の詳細等を記載

測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名

器種名	設置数	点検数	合格数	要修理数	廃棄数
粉末（蓄圧式）	1	1	1	0	0
強化液（蓄圧式）	1	1	0	0	1

点検を行った消火器の本数を記入する。

買い替えを行った場合は、廃棄数を計上する。上記の備考欄に詳細を記載

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。Ａは粉末消火器、Ｂは泡消火器、Ｃは強化液消火器、Ｄは二酸化炭素消火器、Ｅはハロゲン化物消火器、Ｆは水消火器をいう。
３　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
４　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
５　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

7

Q&A

Q 報告書の書式はどこで貰えるの？提出先はどこ？

A 報告書の入手方法についてはお近くの消防機関にお問い合わせください。

報告書の提出先は消防機関となりますので、詳しくはお近くの消防機関にお問い合わせください。

◆報告書は下記URL・QRコードからもダウンロードできます。

[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_05_tenkenhyou.pdf]

Q 消火器の点検・報告の時期は？

A 機器点検　６カ月ごと
報告期間　１年に1回（特定用途…飲食店など）
３年に1回（非特定用途…共同住宅など）

Q 消火器を買替えれば、点検結果を報告しなくてもいい？

A 点検と報告は必要となります。

Q 報告をしないと罰則はある？

A 報告をしない者、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金又は拘留の刑に処せられます。

Q 消火器を廃棄するにはどうすればいい？

A 引き取りを行っている特定窓口は、主に消火器の販売代理店や防災・防犯事業者が担っています。
インターネットにて『消火器リサイクル窓口』を検索してください。
リサイクルシールが貼付された消火器は、既にリサイクル料が支払われております。

リサイクルシール

「消火器点検アプリ」を提供していますのでご活用ください。
ダウンロードはこちらから
[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post23.html]

お問い合わせ先

（2019年4月版）

FDMA 住民とともに　消防庁 Fire and Disaster Management Agency
http://www.fdma.go.jp/

小規模飲食店等における点検報告に係る対応 ②

②消火器点検アプリ-1

対象とする利用者

政令改正により新たに消火器具の設置が義務付けられる小規模な飲食店等の関係者
※飲食店等以外の小規模な施設の関係者でも利用可能

対象消火器

小規模な飲食店等で一般的に設置すると考えられる消火器（粉末消火器、強化液消火器等）
※ ただし、内部点検が必要となる、製造年から5年（加圧式の消火器にあっては製造年から3年）を経過したものは、アプリによる点検の対象から除外し、専門業者への依頼又は買い替えを推奨。

主な機能と利用の流れ

① 建物の名称、所在地、用途、消防用設備等の基礎情報等を入力して初期登録する。
② 初期登録した情報に基づいて、半年ごとに点検を実施し、1年ごとに報告するよう、お知らせを受けることができる。
③ 点検実施時、アプリ上の点検実施画面の案内に従って、消火器の不良な状態を例示した写真などを閲覧しながら、点検基準に適合しているかどうかを選択する。（点検の結果不良箇所があれば、取替え等の措置を案内。）
④ アプリ上で、入力された内容を点検結果報告書（消防法令に定められた様式）に反映してPDFファイルとして出力する。

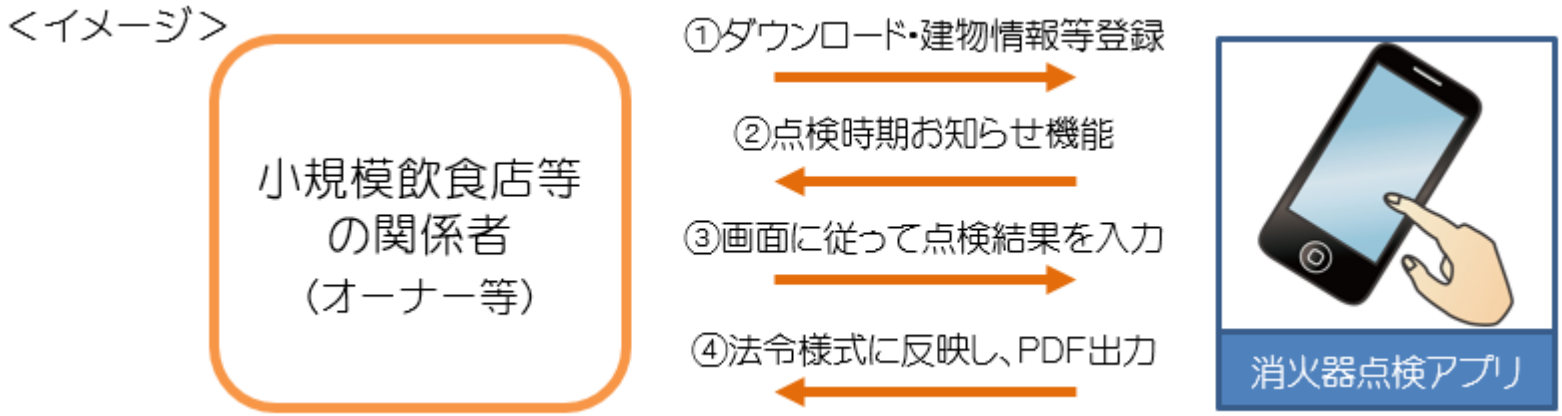

小規模飲食店等における点検報告に係る対応 ②

②消火器点検アプリ-2

消火器点検アプリの本格運用の開始について

① 「消火器点検アプリ」は、平成30年4月1日から試行版を提供していたが、利用者のニーズ調査や、平成31年4月18日に公布した「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」等の内容を踏まえて改修し、同日から本格運用版の提供を開始した。
② 消火器点検アプリの本格運用版により作成した消防用設備等点検結果報告書及び点検票は、消防法第17条の3の3に規定する点検報告に使用することができる。

本格運用に伴う主な改修の内容

① 点検等の途中であっても、入力内容を一時保存できる機能を追加
② 消火器点検パンフレット及び消防用設備等点検結果報告書の様式等を掲載している消防庁ホームページへ遷移させる機能を追加
③ 「点検前の初期設定」画面において、建物を複数登録できる機能及び建物用途の選択肢を追加
④ 「消火器の情報を登録する」画面において、消火器情報をコピーできる機能及び内部点検時期のお知らせを表示する機能を追加
⑤ 「消火器点検を実施する」画面において、点検実施画面の写真を差し替え及び写真に矢印、丸印等で「点検する部分」を分かりやすく明示
⑥ 「点検結果を印刷用に出力する」機能において、PDFファイルのダウンロード場所についてのチュートリアルを追加
⑦ 既に登録された建物や消火器等の情報をバックアップできる機能を追加

＜アプリの画面イメージ＞

①メニュー画面

②初期設定画面

③点検画面（イメージ）

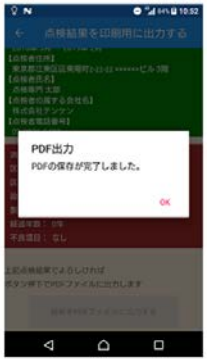

④報告書様式のPDF出力

【参考】アプリのダウンロード等について

① 「App Store」又は「Google Play」でダウンロードすることができる。
※消防庁HPの以下URLからもアクセス可能（https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post23.html）
② 消火器点検アプリは、iOS 11以上のiPhone及びiPad並びにAndroid 7.0以上のスマートフォン及びタブレット端末において使用することができる。